

正義原理に基づいて行為する理由

——ロールズ『正義論』第八章における道徳的動機づけの問題

林 芳 紀

序論

ジョン・ロールズの『正義論』^①は、伝統的な社会契約説の概念装置を用いた一種の思考実験を通じて、社会の基礎構造——すなわち、諸々の主要な社会制度——の善し悪しの究極的な判定基準となるべき正義原理の確立を試みる著作として、つとに有名である。その中でも、正義原理は原初状態と呼ばれる公正な選択状況の中の仮想的な合意の結果として確立されるという「公正としての正義」の構想や、そこから導出される「正義の二原理」は、以後の倫理学、法哲学、政治哲学等の規範理論に関わる領域で多大な反響を招き、その影響は今日にまで及んでいる。

しかし、原著の本論だけでも六〇〇頁足らず（改訂版では五〇〇頁超）に及ぶこの浩瀚な著作の中で、公正としての正義や正義の二原理が主題的に取り扱われている箇所は、その約三分の一にとどまる。事実、『正義論』は、第一部「理論」、第二部「諸制度」、第三部「諸目的」から成る三部構成を取っているが、公正としての正義や正義の二原理が主に取り扱われているのは第一部と第二部であるのに対して、残る第三部ではそれらとはいくぶん異なる問題に照明が当てられているのである。それが、公正としての正義の「安定性」(stability)と呼ばれる問題である。

安定性の問題とは、正義原理の確立や導出、あるいはその制度的な適用に関わる問題というよりはむしろ、正義原理が導出され、またその正

義原理に統制される形で諸々の主要な社会制度が編成された後、換言すれば、完全に正義にかなった理想社会が確立された後に関わる問題である。上記のとおり、ロールズの公正としての正義と呼ばれる正義構想では、まず原初状態での仮想的合意という形で正義の二原理が導出される。次に、その正義の二原理に則した形で、万人に諸々の基本的自由を平等に保障する憲法や、諸個人の間で社会的・経済的不平等を許容しつつも、各人に公正な機会均等を保障し、最も不遇な人びとに最大限の便益を付与するような、諸々の社会経済システムが整備される。このように、公正としての正義の構想に従って正義原理が確立され、またその正義原理によつて基礎構造が統制されているような社会、しかもそれらが万人の間で公知の事実となつているような社会こそが、ロールズが構想する完全に正義にかなった理想社会、すなわちロールズの言う「秩序だった社会」(well-ordered society)である (cf. TJ 453-439715951)。

しかし、この公正としての正義に基づく秩序だった社会の中でさえ、諸個人がその正義原理の要求どおりに行為するという保証は何もない。確かにその正義原理は、仮に自分（または自分の代理人）が原初状態という仮想的な正義原理の選択状況に置かれたとすれば、合意することになるであろう正義原理かもしれない。しかし、原初状態の中ではその正義原理が合意されるであろうという仮想上の事実それ自体は、秩序だった社会の中の諸個人が実際にその正義原理の要求どおりに行為することを

何ら保証するものではない。そこに欠けているのは、秩序だった社会の中の諸個人は正義原理の要求どおりに行為する動機をどのようにして獲得するのかという、道徳的動機づけに関する説明である。

そこでロールズは、公正としての正義に基づく秩序だった社会の中に生まれ育った諸個人が、その成長につれて、「正義の原理を適用し、それらに基づいて行為したいという通常は実効的な欲求」(TJ 305/42[661])、すなわちロールズの言う「正義感覚」(sense of justice)をどのようにして習得するに至るのかという、道徳性の発達に関する心理学的な仮説の提示を試みている。それによって、公正としての正義に基づく秩序だった社会の諸個人は正義感覚を習得する傾向を持つことが示されたとすれば、そのような諸個人によって構成された社会は、その基礎構造が「ほぼ規則どおりに遵守されており、その人びとはその基本的ルールに積極的に従って行為している」(TJ 66/9)のような社会であるという意味で、安定的であるということの一端が示されるだろう。また、もし公正としての正義に基づく秩序ある社会が、功利主義など他の対抗する正義構想に基づいた社会に比べてもより一層安定的であることが示されたとすれば、公正としての正義はより実行可能性が高いということにもなるだろう。

以上の議論を主軸として展開されているのが、『正義論』第三部第八章「正義感覚」である。本章は、道徳性の発達に関する半ば思弁的で半ば経験的な心理学的説明が延々と続くこともあり、ロールズ『正義論』をめぐる従来の研究の中でもさほど注目されてこなかった箇所である。しかし、ある意味で本章は、いかにしてわれわれは道徳的な行為に動機づけられるのかという倫理学の中心問題のひとつにロールズが肉薄している箇所とも言えるのであり、綿密な検討に値する。

そこで、本稿は、道徳性の発達に関するこのロールズの心理学的説明

正義原理に基づいて行為する理由

を検討することにより、道徳的動機づけの問題に対するロールズの見解の特徴を浮き彫りにすることを目的とする。具体的には、以下の手順で議論を進める。まず、この道徳性の発達に関する心理学的説明を概観し、秩序だった社会の諸個人が互恵性の傾向を通じて徐々に道徳性を発達させ、最終的に正義感覚を習得するまでに至る、その三段階から成る過程を確認する(第一節)。次に、この道徳性の発達の三段階の中でも、第一・第二段階と第三段階の間には大きな懸隔が含まれており、それが道徳的動機づけに関するロールズの見解に対して重大な問題点を突き付けていることを論じる(第二節)。最後に、これらの問題点に対してロールズの立場からどのような応答が可能であるかを考察することにより、道徳的動機づけをめぐるロールズの見解の特徴を明らかにしたい(第三節)。

一、道徳性の発達の三段階

本節では、道徳性の発達に関するロールズの心理学的説明を概観する。上記のとおり、ここで問題とされているのは、公正としての正義に基づく秩序だった社会の中で生まれ育った諸個人は、どのようにして正義感覚を習得するに至ると考えられるのかである。この問題に答えるために、ロールズは、ジャン・ピアジェ、ローレンス・コールバーグといった心理学者やジャン・ジャック・ルソーの見解に着想を得た、道徳性の発達に関する心理学的説明を提示している。ただし、この心理学的説明の目標は、「ある人がこの特別な形態の「公正としての正義に基づく」秩序だった社会の中で成長するにつれて、正義の原理の理解およびそれらへの愛着を習得するようになる主要な段階を示すこと」(TJ 461/404[605])にある。したがって、道徳性の発達に関するこの説明の背後には、公正としての正義に基づく秩序だった社会がすでに成立しているという前提が

置かれていることには、注意が必要である。つまり、ルールズが探究しているのはあくまでも、公正としての正義という特定の正義構想に基づく秩序だった社会の中で、どのようにして諸個人は正義感覚を習得するに至るのかという問題である。ルールズは、諸個人が正義感覚を習得するに至るその過程を、権威の道德性、連合体の道德性、原理の道德性という三段階に即して説明しているため、以下でもこれら三段階に即してルールズの説明を見て行きたい。

(一) 権威の道德性

道德性の発達の第一段階は、「権威の道德性」(morality of authority)と呼ばれている。これは、諸個人が権威者の命令や指令に従って行為するような段階の道德性であり、典型的には、家族の中で両親の権威に服している幼児に見られるような道德性である。ルールズは、幼児に道德性が芽生えるその背後には、次のような心理法則が成り立つと主張する。

第一法則…家族の制度が正義にかなっており、その上で両親が子どもを愛し、子どもの善に心を砕くことによって親の愛を表明しているならば、子どもは自分に対する両親の明白な愛を認識し、彼らを愛するようになる。(TJ 490/429[642])

これが意味しているのは、両親が、「子どもを世話しようという、すなわち子どもの合理的な自己愛がして欲しいと願っていることを彼に対して行なうという親の明白な意図」(TJ 463/406[608])を表明するような形で子どもの欲求やニーズを気遣い、またそれを通じて子どもの有能感や自己肯定感を支持している——端的に言えば、両親が子どもを愛している——ならば、「子どももやがて両親を愛し、かつ信頼するようになる」(TJ

463/406[608])ということである。ルールズによれば、当初子どもの行為を動機づけているのは本能的な自己愛であり、「子どもの達成目標は(適切に制限された意味での)合理的な自己利益によって統制されている」(TJ 463/406[608])。しかし、当初はそのような形で行為する子どもも、両親が自分に対して明白に愛を差し向けていることを認識し、またその両親の愛に満ちた行為から便益を得るようになると、やがてはその両親に対する愛や信頼という新規の態度を生み出し、その愛や信頼に基づいて自らの行為を統制するまでに至る。しかも、この両親に対する子どもの愛や信頼は、子どもが「当初から抱いていた自己本位的な目的を達成するための一手段」(TJ 463/406[608])として、道具的合理性に則した形で生み出されたものではない。むしろそれは、両親が子どもを愛することによって生み出されており、「子どもに対する両親の愛が、その見返りとして子どもの愛を生じさせる」(TJ 463/406[608] 傍点追加)のである。

では、このような心理法則を背景とした場合に、具体的にはどのような道德性が子どもに現れてくるのだろうか。ルールズによれば、まず、このようにして親に対する愛や信頼が育まれると、子どもは「自分に関する両親の判断を受け入れ、両親の命令に違反したときには、彼らがなすような仕方で自分を判断する」(TJ 465/407[610])傾向を有するようになる。また、そもそも小さな子どもは、親の指令や命令を理性的に拒絶できるだけの知識や理解力を未だ発達させておらず、なぜその規範に従うべきなのかという理由を理解できない。そのため、親が子どもに対して課す規範は、子どもにとっては制約として経験される。しかし、「もし子どもが両親を愛しかつ信頼しているならば、いったん誘惑・衝動に屈して「親の課す規範に背いて」しまった場合、自分の不品行に対して両親が取る態度を共有したいと願」い、「子どもはおのれの罪責を認め、和解を求めようとする」(TJ 465/407[610])。つまり、ここに現れているのは、

処罰に対する恐怖や親の愛を失うことへの不安などとは区別されるような、罪責という紛れもない道徳感情であり、しかもそれは、親に対する子どもの愛や信頼という自然本性的態度から生み出されたものである。さらに、もしそれが正しいとすれば、その逆もまた成り立つはずである。すなわち、もし子どもが罪責の感情を示さないとすれば、親に対する愛や信頼もまた欠けているはずである。つまり、ここには、「罪責の意識の不在は愛や信頼の欠如を表しているであろうという推定」(EJ 465/407[610])が成り立つのである。

(二) 連合体の道徳性

続く道徳性の発達の第二段階は、「連合体の道徳性」(morality of association)と呼ばれている。この連合体の道徳性を、先の権威の道徳性と区別する大きな特徴のひとつは、諸個人が従うべき規範の内容上の相違である。上記のとおり、先の第一段階においては、諸個人(子ども)が従うべき規範の内容は、両親などの権威者による命令や指令として与えられていた。それに対して、この第二段階において諸個人が従うべき規範の内容は、「個々人が所属しているさまざまな連合体における本人の役割に適合した道徳的基準」(TJ 467/409[613])として与えられる。たとえば、家族のような小集団であっても、それは「通常は明確な階層性によって特徴づけられ、各成員が一定の権利と義務を有している連合体」(EJ 467/409[613])に他ならないのであり、その中で子どもは、成長するにつれ、よい息子・よい娘にふさわしい振る舞いや態度など、家族という連合体の中での自分の地位にふさわしい道徳的基準を身に付けていく。また、その子どもが、学校やスポーツチーム、ご近所関係や仲間との交遊関係など様々な連合体に所属するようになると、その各々の連合体の中での本人にふさわしい道徳的基準、すなわち、よい生徒、よい級友、よ

いチームメイト、よい隣人、「付き合このいい奴」(good sport)等々にふさわしい振る舞いや態度を身に付けて行く。さらに、このような道徳観は成人後の人生にまで及び、本人の「さまざまな成人としての身分や職業、家族の中での持ち場、そして社会の一成員としての境遇」(TJ 468/409-10[614])等に応じて、よい夫、よい妻、よい友人、よい市民等々、各々の地位や役割にふさわしい様々な道徳的基準や徳、すなわちロールズの言う数多くの「理想」を身に付けていくのである。

では、どのようにして諸個人は、この連合体の道徳性を習得するのか。その際にまず必要とされるのは、複雑な知的能力の発達である。上記のとおり、連合体の道徳性その内容は、家族や友人関係、学校や職場、さらには国や社会といった様々な連合体の中での、本人の地位や役割にふさわしい様々な「理想」として規定される。しかも、これら「個々の理想はおそらく、問題となつている役割あるいは地位が属している連合体の達成目標や目的の文脈で説明される」(TJ 468/410[614])。そのため、人びとが連合体の道徳性を習得するためには、自分が属している連合体は全体として何を目的とした、どのような連合体なのかを理解する能力が必要とされる。また、連合体の中では、その目的を首尾よく達成できるように、異なる諸個人に対して様々な役割や地位が割り当てられているのが普通である。そのため、他の諸個人は本人の地位に応じた別個の役割を遂行しているということや、彼らの視座は自分のそれと同じではないということを理解する能力、彼らが有する計画や意図や動機を評価する能力、さらにはそれら理解や評価を参照しつつ、自分の振る舞いを適切に統制する能力もまた必要とされる。そのような意味で、「連合体の道徳性の習得は、さまざまな観点から物事を考慮し、こうした観点の総体からひとつの協働システムの諸相と考えるために必要とされる、知的能力の発達に基づいている」(TJ 468/410[614])のである。

しかし、ロールズによれば、たとえ諸個人がこれらの知的能力を発達させたとしても、それだけで自ずと連合体の道徳性が習得されるわけではない。実際、これらの知的能力は、たとえば他の諸個人を食いものにして自らの利益を追求するなど、道徳的とはいえない難い行為を遂行するうえでも有用な技能となる。したがって、諸個人が連合体の中の自らの地位や役割にふさわしい道徳的基準を受け入れ、それに従って行為するようになるその背後には、たんなる知的能力の発達にはとどまらない、道徳的動機づけの発達が必要とされる。しかも、それは、連合体への参加を通じて生み出されるような態度のほうである。そこでロールズは、そうした態度の発達に関する仮説として、次の心理法則を主張する。

第二法則…第一法則に則った愛着を習得することによって仲間意識を抱く個人の能力が実現されており、かつ社会的な制度編成は正義にかなっている、さらにすべての人によって正義にかなっていると公共的に知られていることを前提とするならば、その個人は、他の人びとが明白な意図を持って彼らの義務と責務を遵守し、そして各々の持ち場における理想に従って生活している限り、連合体の中で他の人びとに対する友愛の情と信頼の絆とを発達させる。(TJ 490/429[642])

つまり、連合体の中ですでに固定メンバーとなっている他の諸個人が自らの役割をきちんと果たしており、その役割にふさわしい理想を体現しているならば、新たにその連合体の中に参加するに至った諸個人は、彼らに対して友情や相互信頼の絆といった愛着を発達させる。このようにして、いったん「その制度編成に参加している人びとが友情と相互信頼の絆によって制約され、各自の役割を果たすことをお互いに信頼する」(TJ 470/411[616]) ようになると、諸個人は、その連合体の仲間に対する友

情や相互信頼の絆に統制される形で、その連合体の中で自らに求められている役割を果たすよう動機づけられるに至るのである。

しかし、そもそもなぜ連合体の中の他の諸個人が自らの役割を果たしている、その連合体に属する諸個人の間には友情や信頼の絆が発達するようになると思えるのか。ロールズによれば、その背後には、第一法則の場合と同様の互惠性の効果が働いているという。先の第一法則においては、両親が子どもに対して明白に愛を示し、子どもの欲求やニーズを気遣うならば、その見返りとして子どもは親を愛するようになるという心理的機序が働いていた。他方、この第二法則の場合には、連合体に属する諸個人が自らの役割を果たすとき、それはあくまでもその連合体の中で定められた自らの役割にふさわしい振る舞いを示しているにすぎず、必ずしも仲間の欲求やニーズを直接的に気遣っているわけではない。しかし、ロールズによれば、連合体の制度編成が正義にかなっていることがその連合体の中で公共的に承認されている——これは第二法則の中で前提とされている事柄でもある——場合には、「その連合体のすべての成員はその活動から便益を得ており、便益を得ていることを知っていることが保証されるため、おのれの役割を果たす他の人びとの振る舞いは各人の便益になっていると見なされるようになる」(TJ 471/412[618])。とすれば、連合体の中の他の諸個人が明白な意図を持って自らの義務や責務を遵守している場合、それは連合体の諸個人にとって、自分たちの便益を促進しようとする明白な意図の現れとして認識され、またこうした認識が、「その見返りとして友情や信頼の感情を喚起する」(TJ 471/412[618])。このような意味で、第二法則は第一法則と同様、互惠性という発想を体現した心理法則と見なされるのである。

また、ロールズによれば、いったん諸個人が連合体の中で友情や相互信頼の絆を発達させると、諸個人は自らの役割を果たすよう動機づけら

れるだけでなく、「自分の役割を果たし損なったとき、(連合体の) 罪責の意識を経験する」(TJ 470/412[617]) ようにもなる。具体的には、自らの振る舞いの不正さを認めてそれを謝罪しようしたり、他人に加えた害を償おうとしたりするようになる。他方、ある人が自らの役割を果たし損ねたにもかかわらず、もしこうした性向が現れてこなかったとすれば、それは友情や相互信頼の絆の不在を示すことにもなる。したがって、先の第一段階においては、親に対する子どもの愛が育まれることで子どもが罪責の感情を持つに至ったのと同様に、この第二段階においても、友情や相互信頼の絆が仲間たちの間で育まれることで、諸個人は罪責その他の道徳感情を持つに至る。つまり、「どちらの場合にあっても、ある種の自然本性的な態度がそれに対応する道徳感情の基底を成している。逆にいえば、道徳感情の欠如は自然本性的な態度の不在の証拠となる」(「471/412[618]」) のである。

(三) 原理の道徳性

諸個人が以上の二段階を経て最終的に到達する第三段階のことを、ロールズは「原理の道徳性」(morality of principle) と呼んでいる。無論、この第三段階において諸個人が従うようになる規範とは、正義原理に他ならない。しかし、ロールズは、諸個人が従うべき規範の内容によって第二段階と第三段階とを区別しているわけではない。事実、ロールズは、先の第二段階においても、諸個人は正義原理を遵守する動機を持ちうる」と主張しているのである。では、第二段階と第三段階との間にはどのような顕著な相違点が見出されるのだろうか。

そこで、まずは第二段階にある諸個人が、どのようにして正義原理を遵守する動機を持つに至るのかを確認しておこう。上記のとおり、連合体の道徳性は成長とともに拡大し、本人がさまざまな身分や職業上の地

位を担うにつれて、その地位や役割に応じた数多くの理想を身に付けて行く。また、その際には、家族から学校や職場、さらには地域社会や社会全体といった具合に、自らの属する連合体がより大きくかつ包括的なものになるにつれて、その各々で自らに求められている理想もまたより複雑で包括的なものとなり、「次第により優れた知的判断力とより洗練された道徳的識別力」(TJ 468/410[614]) が要求される。すると、諸個人は、秩序だった社会の中では諸々の主要な社会制度が正義原理によって統制されていることや、立法や司法等の職務に就いている公人のその職務に付随する理想の内容もまた正義原理によって与えられていること、さらには、「この諸原理はすべての人によって保持されている市民という役割にも適用される」(TJ 472/413[619]) ことを認識するようになる。また、自らもまた社会という連合体の中に属しており、その中で平等な市民という役割を担っているということや、その平等な市民としての理想の内容を定めているのは正義原理であるということや、諸個人が理解するようにになると、諸個人は「正義にかなった(もしくは公正な) 制度枠組みにおいて私たちと協働している人びとに対して愛着を持つようになる」(TJ 472/413[619])。このようにして、第二段階においても、諸個人は第二法則に従って他の市民に対する友情や相互信頼の絆を発達させ、またそれを通じて、自らの市民としての役割にふさわしい理想に即して行為する動機を持つことが可能となるのである。

しかし、この第二段階においては、「個人は正義の諸原理を理解するとはいえ、その原理を遵守することへの動機は「中略」友情や仲間意識といった他者との絆や、より大規模な社会からは認められることへの気遣いから主として生じている」(TJ 473/414[620])。それに対して、第三段階に至ると諸個人は、「そうした最高位の原理それ自体に愛着を覚えるようになり、その結果、先の連合体の道徳性の段階において、たとえば付き合

「いい奴になりたいと欲していたのとまさに同じように、この段階では正しい人になりたいと願うようになる」(TJ 473414620)。つまり、ここに至ると諸個人は、正義原理それ自体に対して愛着を抱き、正義原理の要求に従って行為したいという欲求、すなわち正義感覚を発達させるのである。したがって、第二段階と第三段階とを区別する顕著な相違点は、諸個人が、仲間や同胞市民に対して育まれた友情や相互信頼の絆に基づいて正義原理に従うのか、それとも、正義原理それ自体に対して育まれた愛着に基づいて正義原理に従うのかという、正義原理の要求に従って行為するその動機の上での相違にあると言えるだろう。

では、第三段階にまで到達した諸個人は、どのようにして正義原理そのものに対する愛着、正義原理に基づいて行為しようとする欲求としての正義感覚を育むに至るのだろうか。この点に関してロールズは、次のような心理法則を主張している。

第三法則…最初の二法則に則った愛着を形成することによって仲間意識を抱く個人の能力が実現されており、かつ社会の諸制度は正義になっ
ていて、またすべての人によって正義にかなっていると公共的に知られているならば、その個人は、自分やおのれが世話を焼いている人たちがそうした制度編成の受益者であることを認める限り、それに
対応した正義感覚を習得する。(TJ 491429-30[642-3])

上記のとおり、すでに第二段階において正義原理を遵守する動機を持つようになった諸個人は、秩序だった社会の諸々の主要な社会制度が正義原理によって統制されていることや、立法や司法等の職務に就いている公人は常にその正義原理を適用・解釈するように求められていることなどを理解している。ロールズによれば、いったんこのようにして

諸個人が「正義」原理に精通し、原理が保証する価値やそれらがすべての人の相対的利益になる用途を理解する」(TJ 473414621) ようになる
と、そこにこの第三法則が作用することにより、諸個人は正義感覚を習得する。つまり、「ひとたび、正義の原理に合致した社会的な制度編成がどのような仕方
で私たちの善や私たちと連携している人びとの善を促進するかを理解するならば、私
たちはそうした原理を適用しそれらに準拠して行為したいという欲求を発達させる」(TJ 474415621) のである。

また、このようにして諸個人が正義感覚を習得するならば、彼らは「私
たちに適用され、私たちと私たちの仲間が便益を得るところの正義に合った制度を受け入れ」(TJ 474415621) たり、「正義に合った制度の
設立のために尽くしたい(もしくは、少なくとも反対しない)」という意欲」(TJ 474415622) を持
つたりするようになる。さらに、諸個人が自らの正義感覚に反した振る舞いをし、自分の義務や責務を尊重し損ねた場合には、先の二段階の場合と同様、罪責という道徳感情を感じるようになる。
しかも、ロールズによれば、ここでの罪責の意識は、両親に対する愛や信頼、特定の個人や共同体に対する友情や信頼の絆に依存するものではなく、正義原理を引き合いに出すこと
によって初めて説明可能となるような意識である。その意味で、諸個人は、この原理の道徳性の段階に至って「初めて厳密な意味での罪責の意識を経験することになる」(TJ 474415622) と
いう。

しかし、そもそも、秩序だった社会の基礎構造が正義原理によって統制されていることを諸個人が知り、正義原理についての理解を深めるようになる
と、どうして諸個人は正義感覚を習得するようになるかと考えられるのか。ロールズは、そこには先の二つの心理法則の場合と同様、互恵性の効果が働いていると主張する。

「三つの」心理法則は、「中略」愛や友情といった能動的な情操そして正義感覚でさえ、私たちの善のために行為するという他の人びとの明白な意図に起因していることを主張している。私たちが良好に暮らしていることを他の人びとは願っていると認識しているので、私たちはお返しに、彼らの暮らしよさに心を砕くようになる。それゆえ、私たちの善が人びとや制度から影響を受けていることをどのような仕方でも理解するのに応じて、人びとや制度に対する愛着を私たちは習得する。「(一)では」互恵性という観念、すなわち、同じことで返礼・応答するという傾向性が基礎的な観念として捉えられている。「(二)494/433[647-81]

このようにロールズは、道徳性の発達の三段階を特徴づける三つの心理法則は、いずれも互恵性という人間の心理的傾向性の反映であると主張している。互恵性とは、「私たちが良好に暮らしていることを他の人びとは願っていると認識しているので、私たちはお返しに、彼らの暮らしよさに心を砕くようになる」ということ、すなわち「同じことで返礼・応答するという傾向性」であり、またこうした傾向性は、ロールズによれば、「われわれ人間にとつての「根深い心理学的事実」(deep psychological fact) *ひみあるこゝろごう* (TJ 494/433[648])」。

他方、上記のとおり、もし諸々の主要な社会制度が正義にならなければ、かつそのことが公知の事実となつていようとすれば、諸個人は、「正義の原理に合致した社会的な制度編成がどのような仕方でも私たちの善や私たちと連携している人びとの善を促進するのかを理解する」(「(二)474/415[621]」) はずである。とすれば、そのような理解を持つ諸個人は、上記の互恵性という傾向性のために、自分たちの善の促進を気にかけてくれているその諸制度や、その諸制度を統制している正義原理に対して、

お返しとして愛着を抱くようになる。こうして諸個人は、互恵性の傾向というわれわれ人間の「根深い心理学的事実」のために、両親に対する愛情や、連合体の仲間に対する友情や相互信頼の絆だけでなく、正義原理それ自体に対しても愛着を抱き、正義感覚の習得に至るのである。

二、諸個人は正義原理それ自体に対して愛着を持ちうるか

前節では、公正としての正義に基づく秩序だった社会の中に生まれ育った諸個人が徐々に道徳性を発達させ、最終的に正義感覚や道徳感情を習得するに至るその三段階から成る過程を概観し、その後には各々の段階に対応する三つの心理法則が作用していることや、これらの心理法則はいずれも、互恵性の傾向という人間の「根深い心理学的事実」を反映していることなどを確認した。

しかし、このロールズの心理学的説明の中には、一見して不可解に思われる事柄が含まれている。それは、たとえ互恵性の傾向が人間の「根深い心理学的事実」であることを認めるにせよ、それでもなお第一・第二段階の心理法則と第三段階の心理法則の間には、大きな懸隔があるように思われることである。

詳しく説明しよう。第一段階では、両親の子どもに対する愛を背景として、子どもは両親に対する愛という新たな態度を習得し、またその態度に統制される形で、両親の命令や指令に従うようになる。続く第二段階では、様々な連合体の中で自らの役割や地位にふさわしい仕方で行う他の人びとの存在を背景として、その連合体に所属する諸個人は友情や相互信頼の絆という新たな態度を習得し、またその態度に統制される形で、連合体の中で自分の役割や地位に応じた義務や責務を果たすようになる。これら第一・第二段階に共通していたのは、自身の善のこ

とを気にかけてくれる特定の諸個人が存在しており、また彼らが自身の善を気にかけるような仕方て明白に行為することにより、諸個人は両親に対する愛や信頼、仲間に対する友情や相互信頼といった愛着を発達させ、お返しをしようとする動機づけが形成されるということであった。

それに対して、第三段階では、正義原理やそれに基づいた社会の基礎構造に対する理解を背景として、諸個人は正義原理それ自体に対する愛着を発達させ、正義に基づいて行為したいという欲求、すなわち正義感覚を習得するに至る。しかし、ここには、第一段階における両親や、第二段階における連合体の仲間といった、諸個人が愛着を抱くその対象となるべき特定の諸個人はもはや存在しない。むしろ、この第三段階においては、諸個人は正義原理それ自体に対して愛着を抱くと想定されているのである。つまり、第一段階では親に対する子どもの愛が、第二段階では仲間に対する友情や相互信頼がそれぞれ育まれることを通じて、道徳的な行為の動機や罪責の感情などが促されており、「どちらの場合にあつても、ある種の自然本性的な態度がそれに対応する道徳感情の基底を成す」(TJ 471/412[618]) いたのであつた。それに対して、第三段階に至ると諸個人は、そのような自然本性的態度に依存することなく正義の要求どおりに行為するよう動機づけられたり、罪責などの道徳感情を抱いたりするようになると考えられているのである。

このような懸隔が如実に現れているのは、先の三段階についての説明の後で、道徳感情と自然本性的態度との結びつきを議論している『正義論』七四節である。本節においてロールズは、第一段階での親に対する子どもの愛と罪責との関係や、第二段階での仲間に対する友情・相互信頼と罪責との関係を再度強調することにより、「この道徳感情の不在は、そうした愛着の不在を含蓄している」(TJ 486/425[637])と述べ、自然本性的な態度と道徳感情との密接な結びつきを強調している。他方でロール

ズは、「義憤や罪責の感情は、たとえばそうした愛着の証拠としてしばしば見なされうるとしても、「義憤や罪責の感情が存在することについての」その他の説明も存在しうる」(TJ 486/425[637])と述べ、道徳感情が自然本性的な態度に依存することなく現れる可能性があることも同時に認めている。つまり、ロールズにとって自然本性的な態度とは、道徳感情や道徳的動機づけの十分条件ではあつても、必要条件とは見なされていないのである。しかも、ロールズは続けて次のように述べている。

確かに、道徳性の発達についての今までの説明は、特定の人びとに対する愛情が道徳性の習得にあつて必須の役割を果たしているとは仮定している。しかし、万一そうした「特定の人びとに対する」愛着が何ら必要ないとすればそれは意外なことである——私はそう思うのだが——としても、そうした態度が後の発達段階に属する道徳的動機づけに、関してどれ程必要とされるのかについては、未決のままにしておくことができる。(TJ 486/426[637] 傍点追加)

このように、ロールズは、道徳性の発達のためには特定の諸個人に対する愛着の形成が必須であることを主張する一方で、第三段階という「後の発達段階」での道徳的動機づけに関して特定の諸個人に対する愛着が必要とされるのかどうかについては、態度を保留しているのである。

しかし、諸個人が、特定の諸個人に対する愛着という自然本性的な態度に依存することなく、規範的原理としての正義原理それ自体に対して愛着を抱き、正義原理に従って行為したいという欲求としての正義感覚を習得するに至るといふのは、やはり道徳的動機づけに関する説明としては奇妙ではなからうか。^③ 実際、もし諸個人が正義原理それ自体に対して愛着を抱き、正義感覚を習得するようになるのだとすれば、結局のと

ころ正義感覚とは、ただ端的に正義原理それ自体のために行為しようとする、非合理的で盲目的な規則崇拜の態度ということになりはしないだろうか^④。次節ではこれらの問題について考察を試みたい。

三、正義感覚はたんなる規則崇拜か

そこで、第三段階において諸個人が正義感覚を習得するに至るその過程を、再度詳しく検討してみよう。先にも確認したように、諸個人が第一段階から第二段階、そして第二段階から第三段階へと発達を遂げる際に主導的な役割を果たしているのは、第二法則・第三法則といった心理法則である。しかし、第二法則・第三法則が作動するようになるその後には、諸個人の知的判断力や道徳的識別力の増大といった、知的能力の発達が前提として伴っていることに注意しなければならない。たとえば、諸個人は、連合体の目的やその中での様々な役職や地位を理解したり、自分とは異なる視座を持つ他人の計画や意図や動機を評価したりする能力を発達させてこそ、連合体の仲間に対する友愛や信頼の絆を習得する。また、諸個人は、社会の主要な諸制度が正義原理によって統制されていることや、その中で自らも平等な市民という役割を担っていることなどを理解する能力を発達させてこそ、正義原理それ自体に対する愛着、すなわち正義感覚を習得する。ロールズが自らの心理的説明の構築に際して参照しているコールバーグは、子どもの成長につれて道徳判断にも認知形式上の変化が生じるという意味で、道徳判断の発達は認知的である^⑤と主張し、その具体例として、正義観や正義感情の発達は互恵性・平等概念の認識に基づく^⑥と述べているが、道徳性の発達の背後には、そのような知的能力の発達が前提とされるのである。

この点を念頭に置いて、第三段階において諸個人が正義感覚を習得するその背後にはどのような知的能力の発達が伴っているのかを考え直してみると、そこには公正としての正義の構想についての理解という顕著な知的能力の発達が含まれていることが分かる。つまり、正義原理は具体的に何を要求しており、どのようにして自分たちの利益の促進に寄与しているのかという正義原理の実質的内容や、自分たちの社会の基礎構造は実際にその正義原理によって統制されているという事実についての理解だけではなく、その正義原理はどのような道徳的基盤を有しており、どのような正当化されているのかという正義原理の導出についての理解もまた、第三段階において諸個人が正義感覚を習得するに至るその背景的な条件のひとつなのである。無論、その正義原理の導出についての理解とは、正義原理は原初状態という公正な初期状態に置かれた道徳的人格としての諸個人（＝無知のヴェールにより、正義原理の選択に歪みをもたらす恣意的な情報を一切剥奪された諸個人）が合理的に合意しうるような原理であるという、公正としての正義の構想についての理解に他ならない。したがって、第三段階とは、正義原理に対する理解と、その道徳的基礎としての公正としての正義の構想に対する理解とともに発達させた諸個人が、第三法則に導かれる形で、正義原理それ自体に対する愛着を抱き、正義感覚を習得するようになる段階と言えるだろう。

とすれば、そうした公正としての正義の構想に対して理解を有している諸個人が、正義原理そのものに対して愛着を抱くようになるということは、たんなる盲目的な規則崇拜の態度が形成されることとは別物である^⑦と考えられる。というのも、そのとき諸個人は、あくまでも公正としての正義の構想に対する理解を背景として、正義原理に対する愛着を抱くに至っているからである。諸個人が正義原理に対して愛着を抱くその背後には、その正義原理によって統制された諸制度から自分たちが利益

を得ているという正義原理の実質的内容に関する理解だけではなく、その正義原理は（原初状態という公正な初期状態の中に置かれた道徳的人格としての諸個人が合意しうるような原理である）という、正義原理の導出方法に関する理解もまた存在している。そのような理解を有する諸個人にとって、正義原理それ自体に対する愛着とは、たんなる非合理的で盲目的な規則崇拜の態度ではない。むしろそれは、公正としての正義の構想や、そこから導き出される正義原理の実質的内容に対する理解を背景として新たに形成された欲求、言わば、それらの理解によって動機づけられた欲求なのである。

事実、ロールズは、W・D・ロスの直観主義に代表される「純粹に良心的な行為を説く学説」(the doctrine of the purely conscientious act doctrine)における道徳的動機づけのあり方を批判するくだりで、正義感覚がそのような公正としての正義の構想の理解によって動機づけられた欲求であることを示唆している。ここで言う純粹に良心的な行為を説く学説とは、「最高の道徳的動機とは正しいことや公正なことを、それがただ正しく公正であるがゆえにおこなうという欲求であり、その他の記述は適切ではない」(TJ 477/418[625])と主張する学説であるが、ロールズによれば、「この解釈に基づくならば、正しさの感覚はいかなる明白な理由も欠いて」(TJ 478/418[626])おり、「道徳的な行為は「まったくの気まぐれになってしまふ」(TJ 478/418[626])。そして、このような批判に続ける形でロールズは、正義感覚のことを次のように描写しているのである。

契約理論を理解し受け入れている人にとって正義の情操とは、すべての人に道徳的人格としての対等な代表権を付与している初期状態において、合理的な個々人が合意しうるような原理に基づいて行為したいという欲求と別種の欲求ではない。「中略」正義の原理はこうした記述

と合致しており、この事実によって私たちは正義感覚に対して受け入れ可能な解釈を与えることができる。「中略」こうした原理によって律せられるということは、理になつていないと全員が受け入れるような視座から、あらゆる人が承認しうる公正な条項に基づいて、他の人びととともに生を営むことを私たちが欲していることを意味する。こうした基礎に基づいて協働している人びとという理想は、私たちの感情・氣質に対してごくもつともな誘引力を行使するのである。(TJ 478/418-9[626] 傍点追加)

この引用においてロールズが言わんとする事柄を、純粹に良心的な行為を説く学説と対比させつつ解釈してみよう。まず、純粹に良心的な行為を説く学説の場合、ある人が正しい行為を行なうその理由は、端的にその行為が正しいからであり、それ以上の理由を与えることはできない。したがって、そこでの道徳的な行為の動機は、「正しいことをそれがただ正しいことであるがゆえに行なうという欲求」(TJ 477/418[625-6])としてしか説明できないようなものである。しかし、そのような動機では、なぜわれわれが正しい行為に動機づけられるのかという問題はまったく不可解のままに取り残されており、そのような動機に基づく行為は「まったくの気まぐれ」ということになってしまふ。

それに対して、公正としての正義の構想の場合には、ある人が正義原理に従って行為するその理由は、たんにその行為が正義原理に合致しているからだけではない。むしろ、その正義原理は、「競合する複数の要求を調整するために「原初状態という、正義原理の選択にとって望ましい仮想的選択状況に置かれた」合理的な人びとによって選択されたものである」(TJ 476/416-7[624])という確固たる道徳的基礎を有するものだから、またそうして導出された正義原理は「合意に基づいて人間的利益を促進

する手法を定義」(TJ 476/417[624]) しているのであり、皆がその正義原理に従って行為することで、自分たちの利益が公正な仕方では促進されるから等々、正義原理に従って行為するさらなる理由を挙げる事ができるのである。だからこそ、ここでの正義原理に従った行為の動機は、「合理的な達成目標とは無関係な独断・専横的原理へのやみくもな服従の一形態とは異なる」(TJ 476/417[624])。むしろ、公正としての正義の構想や、そこから導出される正義原理についての理解を有し、かつそれらを受け入れている諸個人にとって、正義原理に従って行為する理由とは、その正義原理が公正としての正義の構想という道徳的基礎を有しているから、皆がその正義原理に従って行為することで、自分たちの利益が公正な仕方では促進されるからに他ならない。また、その際に諸個人は具体的などのような欲求によって行為を動機づけられるのかと言え、それは、公正としての正義の構想から導出されるような正義原理に従って行為したいという欲求、すなわち、「すべての人に道徳的人格としての対等な代表権を付与している初期状態において、合理的な個人々が合意しうるような原理に基づいて行為したいという欲求」として説明することが可能である^⑧。このような意味で、正義感覚は、非合理的で盲目的な規則崇拜の態度とは異なっているのである。

無論、正義感覚がこのような契約論的な欲求として説明可能であるからといって、前節で提起された問題が完全に解消されるわけではない。というのも、この契約論的な欲求はあくまでも、諸個人は公正としての正義の構想に対する理解を背景に、特定の諸個人に対する愛着には依存しないような正義感覚を習得しうるという想定のもと、その際の諸個人の道徳的動機づけを説明するために要請された、仮説的な欲求にすぎないからである。つまり、諸個人が正義原理に従って行為する際の道徳的動機づけが、本当に特定の諸個人に対する愛着に依存することなく成り立

ちうるのかどうかという問題は、相変わらず未決のまま取り残されているのである。しかし、ロールズは、前節の引用のとおり、この問題については「未決のままにしておくことができる」と主張していたのであった。このロールズの主張は、どのように理解できるのだろうか。

ロールズは、前節の引用と同じ『正義論』七四節において、「正義感覚を欠いており、自己利益や便宜が促す場合を除いては、正義が要求するようには決して行為しないような人」、すなわち純然たるエゴイストは、「友情や愛情、そして相互信頼の絆を有していないのみならず、憤慨や義憤を経験することもできない」(TJ 488/428[640])と主張している。なぜ正義感覚を欠いたエゴイストは友情や愛情や相互信頼の絆を有していないことになるのかと言え、「そうした愛着が存在するときには、「彼には」公正に行為するための他の「自己利益や便宜以外の」理由が認められる」(TJ 488/427[639])はずだからである。他方、なぜ正義感覚を欠いたエゴイストは憤慨や義憤を経験できないのかと言え、そもそも「憤慨や義憤は道徳感情であり、それゆえ、正と正義の原理の受諾に言及する説明を前提」(TJ 488/427[639])としているにもかかわらず、エゴイストはいかなる正義原理や道徳原理も受諾していないからである。

さらに、続けてロールズは、次のようにも主張している。このエゴイストの例を踏まえると、結局のところ「正義感覚を欠いている人は、人間性という観念の下に包摂される、特定の基礎的な態度と能力が欠如している」(TJ 488/428[640])と一言言える。というのも、愛や友情や相互信頼の絆といった自然本性的な態度のみならず、当人にとって不快に感じられる憤慨や義憤といった道徳感情でさえも、「私たちが便益を得ており、人類の一般的利益に役立っている制度や伝統への専心に伴う代価に等しい」(TJ 489/428[640])ものであり、それらはすべて人間性の観念の一部を形成していると言えるからである。そして、ロールズによれば、こ

の事實は正義の要求どおりに行為する理由として解釈されるべきものではないが、それでもなお次のような意義を有しているという。すなわち、「仮に正義感覚を有していなかったとすればどのようなことになってしまうか——その場合には私たちの人間性の一部が欠如しているということにもなっていたであろうということ——を理解することによって、私たちはそうした情操「『正義感覚』を自分が備えていることを受け入れるよう導かれるのである」(TJ 489/428[640-1])、と。

以上のロールズの議論は、次のような洞察を示唆している。確かにわれわれは、正義感覚を習得していないエゴイストに対して、正義の要求に従って行為する理由を与えることはできないのかもしれない。しかし、それでもなお、われわれ人間の大多数は純然たるエゴイストではありえないということ、すなわち、われわれ人間の大多数は実際に正義感覚を習得しており、正義の要求に従って行為する十分な理由を有しているということとは、紛れもない事實である。この事實を前にしたとき、われわれ人間に確かに備わっているその正義感覚が、特定の諸個人に対する愛着に依存したものであるのかどうかという問題は、さしたる重要性を持たない。というのも、公正としての正義に基づく秩序だった社会は安定的かどうかを検証するという元来の目的に照らしたとき、秩序だった社会に生まれ育った諸個人が正義感覚を習得する傾向を有するかどうかという問題こそが、本当に重要な問題だからである。それゆえ、その問題にさえ決着がつけられるならば、先の道徳的動機づけの起源をめぐる問題については、「未決のまま」でも何ら問題にはならないのである。

結論

以上、本稿では、道徳性の発達に関するロールズの心理学的説明に着

目することにより、その中に潜むロールズの道徳的動機づけに関する見解の解明を試みてきた。これまでの議論を踏まえたとき、道徳的動機づけの問題をめぐるロールズの見解には、次の二つの顕著な特徴を見出すことができるだろう。

第一に、諸個人が正義原理に従って行為するその理由は、その正義原理が公正としての正義の構想という道徳的基礎を有しているとともに、皆がその正義原理に従って行為することで、自分たちの利益は公正な仕方促進されることになるという、諸個人の理解によって構成されている。正義原理に基づいて行為したいという欲求としての正義感覚は、このような理解を背景として新たに形成された欲求、すなわち、公正としての正義の構想によって動機づけられた欲求である。それを敢えて記述するならば、「すべての人に道徳的人格としての対等な代表権を付与している初期状態において、合理的な個々人が合意しうるような原理に基づいて行為したいという欲求」として、契約論的な仕方記述される。

第二に、その正義感覚が、特定の諸個人に対する愛着の拡大や変質によって生み出される欲求なのか、それとも、公正としての正義の構想に対する理解を通じて完全に新規に生み出される欲求なのかという、正義感覚の起源に関する問題に対しては、確定的な解答を与えることはできない。また、正義感覚がそのような正義構想によって動機づけられる欲求であるかぎり、その正義構想を受け入れられないエゴイストに対して、正義原理に従って行為する理由を与えることもできない。しかし、公正としての正義の安定性の検証という目的にとって重要であるのは、大多数の諸個人が確かに正義感覚を持つという事実であり、その事実を揺るがすものでないかぎり、これらの問題は棚上げすることができる。

他方、諸個人が公正としての正義の構想を受け入れ、正義感覚を有している場合でも、常にその正義感覚に動機づけられて行為するとは限ら

ない。というのも、正義感覚は他の欲求と並ぶひとつの欲求であるが、正義感覚が他の欲求に対して優越的に機能し、正義原理に従った行為を動機付けるということは、これまでの議論では何ら保証されていないからである。そのためロールズは、続く『正義論』第九章において、正義になつた生を送ることは当人の観点からしても善い生となる傾向を有していること、すなわち「正と善との一致」の問題へと向かうことにならなければならない。この問題については別の機会に稿を改めて論じたい。

注

- ① John Rawls, *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard, 1971; Revised Edition: 1999. (邦訳: ション・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。) 以後、『正義論』の引用・言及に際してはTJという略号を用い、初版と改訂版の該当頁数をスラッシュの前後に併記する。このように、邦訳書の該当頁数を四角括弧内に表記する(例: TJ 67[8])。なお、訳文は基本的には邦訳書に従っているが、引用者の責任において適宜変更を加えた。
- ② 類似的の観点から『正義論』を読み解く先行研究として、以下参照。Stanley Bates, "The Motivation to Be Just," *Ethics* 85, no. 1, 1974, pp. 1-17. ただし、当該文献は、基本的には「なぜ道徳的であるべきか」問題の文脈にロールズの議論を置き入れており、動機づけの問題にはそれほど踏み込んでいない。
- ③ 同様の問題は以下の文献の中でも指摘されている。Samuel Freeman, *Rawls*, London and New York: Routledge, 2007, pp. 258-259; 井上彰「ロールズ『正義論』の再検討——第3部を中心に」『社会科学研究』、六四卷二号、七一—二八頁所収、二四頁。
- ④ たとえば、ブライアン・バリーは、『正義論』第八章で展開されている正義感覚の習得に関する議論では、なぜ諸個人が正義の要求どおりに行為する優越的な動機を持つのかを、諸個人はもっぱら義務感から正義の要求どおりに行為するという形でしか説明できていないと批判し、またそのた

めにロールズは、続く『正義論』第九章において、正義と善との一致の問題に取り組み(これを余儀なくされたものと解釈している。cf. Brian Barry, "John Rawls and the Search for Stability," *Ethics* 105, 1995, pp. 874-915, pp. 883-885.

⑤ ただし、ここでの正義はロールズのそれとは異なり、「各人に各人の分をもたらし」("giving each his due")という形式的正義概念である。

⑥ Lawrence Kohlberg, "Stage and Sequence: the Cognitive-Developmental Approach to Socialization," David A. Goslin ed., *Handbook of Socialization Theory and Research*, Chicago: Rand McNally & Company, 1969, ch. VI, p. 374. (邦訳: L・コールバーグ『道徳性の形成——認知発達のアプローチ』永野重史監訳、新曜社、一九八七年、四一頁。)

⑦ その意味で正義感覚は「トマス・ネーゲルが『利他主義の可能性』の中で指摘するような「動機づけられた欲求」(motivated desire)として解釈できるのかもこれな。cf. Thomas Nagel, *The Possibility of Altruism*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1970, pp. 29-32. なお、ロールズは『正義論』中の二箇所で本書に言及しているが、それらはいずれもこの問題とは基本的に無関係である。

⑧ このような契約論的な仕方での道徳的動機づけの説明は、後にトマス・スキャンロンによって提唱される「契約主義」的道徳理論との相同を有している。cf. Thomas M. Scanlon, "Contractualism and Utilitarianism," Amartya Sen and Bernard Williams eds., *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press, 1982, pp. 103-128. 事実ロールズは、後の『政治的リベラリズム』の中で、スキャンロンの道徳的動機づけとの異同を示しつつもその基本的な発想の類似性を認めており、「公正としての正義を提示するにあたって私たちは、スキャンロンによって基礎的で見なされているようなたぐいの動機づけに依拠しているのである」とも述べている。John Rawls, *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press, 1993, pp. 49-50 (note 2).

(本学文学部准教授)